

**第2回 高砂市廃棄物減量等推進審議会  
議事録**

開催日時	令和3年11月19日（金） 14:00～15:50
開催場所	高砂市ユアアイ福祉交流センター 1階交流スペース6・7
出席者	<p>委員</p> <p>（会長） 藤原 健史 岡山大学学術研究院 環境生命学学域教授</p> <p>（副会長） 前田 弘子 高砂市連合婦人会会長 埴岡 英樹 高砂商工会議所専務理事 田中 清之 高砂市連合自治会会計 松崎 理美 高砂市PTA協議会理事 中筋 弘子 高砂市消費者協会副会長 沖 成一 高砂市商店連合会会長 岡田 章 高砂市ごみ減量等推進員連絡会会長 明田 裕子 公募委員 吉田 耕三 公募委員</p> <p>事務局</p> <p>高砂市生活環境部部長 谷井 寛 高砂市生活環境部美化センター所長 三浦 一郎 高砂市生活環境部広域ごみ処理施設建設推進室長 玉岡 竜一 高砂市生活環境部広域ごみ処理施設建設推進室主幹 金尾 昭 高砂市生活環境部美化センター業務施設課長 岸本 和彦 高砂市生活環境部美化センター業務施設課業務第1係長 初田 宗生 高砂市生活環境部美化センター計画管理課主幹 本田 孝幸</p>
内容	<p>1 開 会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議 題</p> <p>（1）（施策案）指定ごみ袋制度の導入について</p> <p>4 報 告</p> <p>（1）高砂市における家庭系剪定枝・草の資源化量の予測について</p> <p>（2）その他</p> <p>5 閉 会</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議次第</li> <li>・令和3年度第2回高砂市廃棄物減量等推進審議会出席者名簿</li> <li>・高砂市における家庭系剪定枝・草の資源化量の予測について</li> <li>・令和3年度第1回高砂市廃棄物減量等推進審議会会議結果</li> </ul>

	<p>※事前配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度第1回高砂市廃棄物減量等推進審議会 議事録</li> </ul> <p>※持参資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回高砂市廃棄物減量等推進審議会 配付資料</li> </ul>
--	---

議事の経過	
発 言 者	発言の要旨
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開会</li> <li>・ 初出席委員自己紹介</li> <li>・ 配布資料の確認</li> <li>・ 審議会の公開 公開とした。(傍聴者なし)</li> <li>・ 議事内容</li> </ul> <p>・ 第1回の審議会では継続審議とさせていただきましたが、指定ごみ袋制度の導入を市が進めていくことについて、委員の皆さまからの反対意見はなく同意をいただきました。</p> <p>第2回の審議会では制度導入における具体的な中身について検討していきたいと思えます。議題1（施策案）指定ごみ袋制度導入について事務局から再度説明をお願いします。</p>
事務局 会長	<p>【資料に基づき説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容が多岐にわたるので、個々にご意見・ご質問をお受けします。まず、指定ごみ袋制度の対象とするごみについてお願いします。</li> </ul>
委員 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃えるごみの指定袋と、燃えないごみの指定袋は同じではいけないのでしょうか。燃えるごみの袋で、燃えないごみを排出するような間違いが発生すると思えます。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県下導入市の状況を見ると、ごみの種別ごとに袋を分けることは一般的であると考えられます。</li> </ul> <p>また、本市の課題として、燃えないごみの排出に資源物が混入しているということがありますので、指定袋を燃えるごみ、燃えないごみと区別することで、状況の改善につなげていきたいと考えています。</p>
委員 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃えないごみの指定袋で燃えるごみを排出した場合、収集はしてもらえるのでしょうか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中身と違う袋で排出されていた場合、それをすぐに収集してしまうと制度を実施している意味が無くなってしまうので、注意喚起の意味でも警告シールを貼って当面の期間取残しを行うことになると思えます。ただ、燃えるごみを放置しておくとなかなか問題が起こることは予想されるので、臨機応変に</li> </ul>

	対応していきたいと思います。
委員 A	・取残しごみについて、対応が自治会の仕事になってしまうことを危惧しています。
事務局	・現状でも、適切な分別ができていない取残しごみについては自治会に対応をお願いしているケースもあります。指定ごみ袋制度をきっかけとして、分別徹底の意識付けしていきたいと考えています。 また、取残しは行い、美化センターと自治会が連携し、最終的には美化センターが回収する対応になると考えています。
委員 B	・適切な分別がされている場合でも、違う指定袋や一般のごみ袋で出されていたら収集しないということでしょうか。
事務局	・取残すことで排出者が間違いに気づくことがあります。収集してしまうと出し間違いが続いてしまうので、取残しを行っていかうと考えています。当初は混乱があると思いますが、周知に努めていきますので、ご理解いただけたらと思います。
委員 C	・燃えるごみ、燃えないごみと袋を分けることは理解できますが、燃えるごみの袋について、カラスの被害を心配しています。
会長	・案として挙がっている黄色の袋はカラスが認識しづらい物になります。
委員 B	・燃えるごみと燃えないごみの袋で値段の違いはありますか。
事務局	・材質、厚さに違いはありますが、袋の値段に大差はでないと考えています。ただ、販売価格は市場価格ですので、はっきりとした数字はお示しできません。
委員 B	・燃えないごみは袋に入れてなければ収集しないのでしょうか。
事務局	・袋に入っていないければ警告シールを貼って、取残しを行います。
会長	・指定袋の種類について、燃えるごみと燃えないごみの2種類とすることについて、反対意見はありますか。
各委員	・反対意見無し。
会長	・では、指定袋の種類は事務局案どおり燃えるごみと燃えないごみの2種類とします。 続いて、ごみ袋の仕様についてですが、容量は燃えるごみ・燃えないごみのそれぞれで大・中・小の3段階とのことですが、小は10～15Lとなっており、はっきりとした大きさを示してください。
事務局	・15Lで検討を進めていきたいと考えています。
会長	・事務局案の小・中・大の3段階とすることについて、ご意見いかがですか。
各委員	・意見無し。
会長	・では、容量について15L・30L・45Lとすることにご異議ありませんか。
各委員	・異議無し。
会長	・事務局案どおり決定します。

<p>事務局 会長</p>	<p>次に形状についてです。平袋と取っ手付き袋の2種類が示されています。事務局案では平袋が中・大、取っ手付き袋が小・中・大とのことですが、全て店頭に並ぶと考えるとよろしいのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのとおりです。</li> <li>・置いてある店と置いてない店が発生する可能性はありますが、市民が選択できるということですね。そのあたり、委員の皆さんはどのように考えますか。</li> </ul>
<p>委員 A 会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取っ手があると使い勝手はいいが、値段が高くなるのではないのでしょうか。ただ、種類が多いに越したことはないと思います。市民が選択できるので事務局案で賛成です。</li> </ul>
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反対意見はないようですので、事務局案のとおり、形状は平袋が中・大、取っ手付き袋が小・中・大としてよろしいでしょうか。</li> </ul>
<p>各委員 会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議無し。</li> <li>・事務局案どおり決定します。</li> </ul>
<p>各委員 会長</p>	<p>次に色・印字色です。先ほど委員からお話がありましたが、燃えるごみの袋はカラスが認識しにくい黄色となっています。その他に事務局案に対し、ご意見はありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見無し。</li> <li>・事務局案どおり決定します。</li> </ul>
<p>事務局 会長 委員 D</p>	<p>次に材質・厚さです。破れたり、ちぎれたりしない強度は確保されているものと考えてよろしいですね。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確保されています。</li> <li>・他に、材質・厚さについてご意見はありますか。</li> </ul>
<p>事務局 委員 D 会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材質について、西宮市の袋は発生する CO<sub>2</sub>発生量を 10%以上削減する効果が期待できる素材を配合することとありますが、耐久性は問題ないのでしょうか。</li> </ul>
<p>事務局 委員 D 会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・炭酸カルシウムを配合することで CO<sub>2</sub>発生量を抑えることができますが、耐久性については、配合する量が多くなるにつれて低くなります。</li> </ul> <p>《プラスチックの耐久性について情報提供有り。》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオプラスチックの1番のメリットは埋めると土に戻るということです。ごみ袋は回収後すぐに焼却するので、コストのかかるバイオプラスチックを使う必要があるのか疑問です。市民の負担が大きくなることから、現状はバイオプラスチックを導入する必要はないと思います。このことについて、ご意見いかがですか。</li> </ul>
<p>各委員 会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見無し。</li> <li>・では、この度はバイオプラスチックを導入しないこととし、強度については十分確保されているということで、材質・厚さは事務局案どおりとしてよろしいでしょうか。</li> </ul>

各委員 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議無し。</li> <li>・事務局案どおり決定します。</li> </ul>
委員 B 会長	<p>次に指定ごみ袋の記入欄についてです。ご意見いかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記名について自治会の判断に任せるという方法は混乱が生じると思います。</li> <li>・記入欄は、市が高齢者の戸別収集を行う際に、特別な事情を記入する等の使い方ができると思います。今後のサービスのために欄を設けることはいいと思いますが、個人を特定するために使うことはいい使い方とは言えないのではないのでしょうか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名前記入欄という設け方はしません。ただ記入するスペースを設けるだけになります。</li> </ul>
委員 B 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのような設け方であれば理解できます。</li> <li>・反対意見がなければ記入欄を設けることとしますがいかがですか。</li> </ul>
各委員 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反対意見無し。</li> <li>・では、指定ごみ袋に記入欄を設けることとします。</li> </ul>
委員 E	<p>続いて、販売方法についてです。ご意見いかがですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売店ごとに値段が違うと、安い店まで買いに行くことになり不便だと思います。市で一律の値段を決めてもらうことはできませんか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この販売方式においては他市でも値段を決めているというケースがないので、できるかどうか今後研究したいと思います。</li> </ul> <p>ただ、現状として指定ごみ袋が通常のごみ袋と比較して明らかに高額になるということはないと考えています。</p> <p>指定ごみ袋の流通ルートとして、製造業者が各店舗に営業をかけることになるので、どの店舗でも買えるような状況になり、値段についても店舗ごとの差は大きくなるのではないかと考えています。</p>
委員 F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が値段を設定すると、高い水準になってしまうと思います。値段が高い店舗も長期的に見れば安い店舗のほうに合わしていくのではないのでしょうか。</li> </ul>
委員 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・値段の差については、それぞれが納得したうえで購入するので気になりません。</li> </ul>
事務局	<p>指定ごみ袋について、製造業者と契約して作ることになるのですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業者の認定を行います。認定したうえで、自由販売をしてもらいます。高砂市の指定ごみ袋についても参入したいという製造業者の声を確認しています。</li> </ul>
委員 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市の状況を見ると、比較的人口の少ない市で袋の値段が高くなっています。高砂市でも高くなってしまうのではないのでしょうか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・値段が高騰することは見込んでいませんが、現状では市場価格によるとの回答になります。</li> </ul>
委員 G	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業者を認定するとのことですが、認定後に定期的な検査はするのでしょうか。</li> </ul>

事務局	・粗悪な指定ごみ袋が流通しないように定期的に確認していこうと考えています。
会長	・その他に、事務局が示している販売方式について意見はございますか。
各委員	・反対意見等無し。
会長	・では、事務局案で決定とします。
委員 G	<p>続いて、市民への周知についてです。ご意見いかがでしょうか。</p> <p>・周知という面で、壁掛けのごみ収集日程カレンダーを配付することはできませんか。現在は、収集日程表を配ってもらっていますが、収集の日程を壁掛けカレンダーに書き写して使用しています。壁掛けのごみ収集日程カレンダーにすると便利だし、目につくので排出間違いも減ると思います。</p> <p>《たかさごナビを紹介。》</p> <p>・アプリでは高齢者が対応することができないかもしれないので、他の方法も考えてほしいと思います。</p>
事務局 委員 G	・ご意見ありがとうございます。
事務局 委員 A	<p>・令和5年2月から周知を開始し、10月から指定ごみ袋販売開始、令和6年3月から完全実施ということで、周知の期間が短すぎるし、指定ごみ袋販売から完全実施まで半年もないので、完全実施後にも一般の袋でごみが排出されると思います。</p>
事務局	・スケジュールについては近隣他市を参考にして設定しています。周知期間の延長につきましては今後検討していきたいと思います。
委員 F	・市民への説明会が2月からということで、説明が浸透したタイミングで指定ごみ袋の販売を開始すると、周知にもつながります。販売を早めるというのも方法の一つではないでしょうか。
事務局	<p>・製造業者がどのくらいの期間で準備ができるかによっても変わってきます。まずは、業者に確認をとります。</p> <p>説明会については、自治会ごとにこまめに回って、周知に努めていきます。</p>
会長	・市内8地区で十分な説明が行われて、制度の目的や内容について浸透するように早めに周知計画を立てて、自治会と調整してもらえたらと思います。
事務局	・平成29年から加古川にごみを搬入する件で、平成28年の春ごろから各自治会を回り、説明会を実施しました。この件では混乱もなく移行することができましたので、実績を踏まえて今回も対応したいと考えています。
会長	・事務局で確認してもらおう点もありますが、大枠として事務局案に反対意見はありますか。
各委員	・反対意見無し。
会長	・では大枠として事務局案を採用します。
	<p>指定ごみ袋制度の検討についての内容は以上となります。</p> <p>市長から審議会に、指定ごみ袋制度について諮問されておりますので、審議会として委員の皆さまの意見を盛り込んだ形で、答申案をまとめることとし</p>

各委員 会長	<p>てよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異議無し。</li> <li>・第3回の審議会で答申案について確認していきたいと思います。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>報告内容</b></li> <li>・ 報告（1）高砂市における家庭系剪定枝・草の資源化量の予測について、事務局説明をお願いします。</li> </ul>
事務局 会長	<p><b>【資料に基づき説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後のごみ減量化を考えていくうえで、家庭から出る剪定枝もリサイクルの対象にする必要が出てくると思います。今後のために資料を作成していただきました。この件についてご意見いかがですか。</li> </ul>
委員 A 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 剪定枝のリサイクルというのはどのようなものですか。</li> <li>・ 事業系の剪定枝、自己搬入された家庭系の剪定枝については、業者に引き渡し、堆肥化しています。</li> </ul>
委員 A 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭系の剪定枝について、月に一度でも剪定枝の収集日を設定してもらうことは可能ですか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭系の剪定枝の排出量は、事業系と比較して少ないということもあり、ごみステーションでの収集に係る委託費を考えると財政的に難しいと思われるます。高砂市の現状に応じた方法を考えていきたいと思います。</li> </ul>
委員 F 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭系の剪定枝の自己搬入で問題となるのが、搬入する車両がないことだと思います。軽トラの貸し出しがあれば良いのではないのでしょうか。</li> <li>・ 方法について研究していきたいと思います。</li> </ul>
会長 事務局 各委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （2）その他について、事務局説明をお願いします。</li> <li>・ 第1回審議会の議事録案についてご意見があればお願いします。</li> <li>・ 議事録案について承認。</li> <li>・ 第1回審議会議事録をホームページに掲載します。</li> </ul>
委員 H 事務局	<p>《施策について新たな意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陶器のリサイクルについて、前回の審議会では費用がかかるので難しいとの回答でした。例えば、不要だがそのまま使うことのできる陶器類を持ち寄り、必要な人が持って帰るようなことを行うことはできますか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、広域ごみ処理施設で啓発コーナーの稼働や、啓発イベントを開催していくことになるかと考えています。委員からいただいた意見も参考にさせていただいて、陶器類を再利用できるような取組も検討していければと思います。</li> </ul>
委員 A 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各自治会でイベントが開催されていると思います。市から声をかけてもらえれば、不用品の交換会のようなブースを設けることはできると思います。</li> <li>・ ご意見ありがとうございます。</li> </ul>

会長	<ul style="list-style-type: none"><li>・ それでは全ての議事を終了いたします。</li><li>・ 生活環境部長あいさつ</li><li>・ 閉会</li></ul>
----	--